



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 川崎市休業代替任期付職員

## 一般事務職の候補者登録案内

川崎市総務企画局人事部人事課

### 概要

- ◇ 登録選考（教養考査及び作文考査）を実施します。
  - ◇ 登録選考実施日 令和4年11月12日（土）
  - ◇ 受付期間 令和4年9月5日（月）～令和4年10月7日（金）  
（申込は郵送に限ります。（消印有効））
- ※ 候補者としての登録は、令和4年11月28日からとなります。

川崎市では、任用の期間（以下「任期」という。）の定めのない職員（以下「一般の職員」という。）が育児休業または配偶者同行休業（以下「休業」という。）を取得した際の代替職員として勤務する職員（以下「休業代替任期付職員」という。）の採用を行っています。

休業代替任期付職員のうち、一般事務職については、登録選考があり、合格すると3年間登録されます。その間に一般の職員の休業が発生した場合に、登録者の中から採用選考を実施し、合格した人を休業代替任期付職員として任期を定めて採用します。

休業代替任期付職員として採用された場合は、一般の職員と同様の職務に従事します（時間外勤務や休日出勤を要する職場に配置される場合があります。）。

なお、休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員等として任用する場合があります。

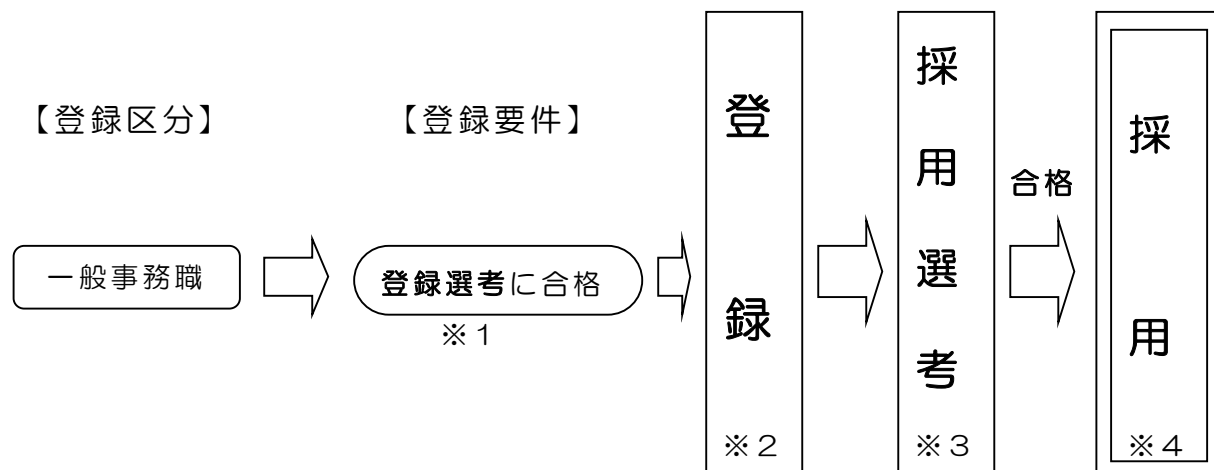
※ 一般の職員の休業が発生しない場合は採用されませんので、御了承ください。

## 1 休業代替任期付職員（一般事務職）とは

休業代替任期付職員とは、一般の職員が休業を取得した際に、代替職員として勤務する職員です。一般事務職については、候補者として登録している人の中から採用選考を実施し、合格した場合に採用されます。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、給与等）は、任期の定めがあること及び休業が取得できないことを除き、一般の職員と同様です。

なお、一般の職員としての採用に優先措置はありません。



※1 登録選考では、教養考査及び作文考査を行います。

※2 登録期間は3年間ですが、一般の職員の休業が発生しない場合は採用されません。

※3 採用選考では、面接考査を行います。

※4 任期は休業取得の期間に応じ、原則として、1年から3年の間です。

なお、休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員又は会計年度任用職員として任用する場合があります。

一般事務職以外の職（社会福祉職・保健師・獣医師・栄養士・土木職・建築職等）については、登録選考はありません。詳細については、直接お問い合わせください。

## 2 職務概要

休業代替任期付職員（一般事務職）の職務は、区役所や市税事務所等での窓口業務や相談業務、事業企画などが主なものとなります。

### 3 一般事務職の登録要件

次の要件を全て満たす人のみ登録できます。

- (1) 登録選考に合格していること。(教養考査及び作文考査を行います。)
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない人については、就職が制限されていない在留資格の人のみ登録できます。ただし、「公権力の行使」に該当する職務又は「公の意思形成への参画」に該当する職に従事することはできません。

※ 年齢による登録の制限はありません。

※ 採用選考に合格した場合、上記欠格事由に該当しない旨の証明書の提出が必要となります。(様式は別途配布します。証明ができない場合は採用されません。)

### 4 登録選考の内容

登録選考 申込受付期間	令和4年9月5日(月)～令和4年10月7日(金)(消印有効)
登録予定人員	30名程度
登録選考 申込方法 (郵送のみ受付)	<b>簡易書留で郵送</b> してください。(封筒の表に「任期付登録選考申込書在中」と朱書。) ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課



採用選考の対象者となった方には、後日、電話などにて連絡します。

採用選考は、面接審査を行います。

## (2) 採用

採用選考に合格した人は、原則として一般の職員の休業開始後の翌月 1 日付けで採用されます。

※ 休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員（フルタイム）又は会計年度任用職員（パートタイム）として任用する場合があります。

※ 登録要件を満たしていないこと又は申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

## 6 採用後

採用後は一般の職員と同様の職務に従事します。

人事異動は、休業取得期間が短縮された場合や組織改変に伴うものなどに限定されます。

### (1) 給与

給与は、職務経験年数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

給与例（令和 4 年 4 月 1 日現在、地域手当含む。）

区分（最終学歴等）	職務経験	給与例
一般事務職 （4 年制大学卒の場合）	正規職員として 3 年間勤務	228,000 円程度

(注) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更する場合があります。

※ 参考（令和 4 年 4 月 1 日現在）

臨時的任用職員（フルタイム）	会計年度任用職員（パートタイム）
正規職員として 3 年間勤務した場合	週 30 時間勤務の場合
228,000 円程度（月額） （地域手当含む。）	1,070 円程度（時給） （地域手当相当分含む。）

### (2) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8 時 30 分から 17 時 15 分（休憩時間 60 分）です（配置先によっては異なる場合があります。）。

イ 本市規定により年次休暇や夏季休暇などの特別休暇が与えられます。

### (3) 服務等

休業代替任期付職員も一般職の地方公務員となり、地方公務員法の適用を受けま

す。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務などを遵守して公務にあたる必要があります。

#### (4) 任期

一般の職員の休業の取得期間に応じて、採用時に、原則として、1年から3年の間で任期が決定されます。

休業期間が延長された場合には、当初に決定された任期の始期から3年の範囲内で、任期が延長される場合があります。また、休業期間が短縮された場合は、原則として、他の職場における休業代替任期付職員として異動することとなりますが、他の休業が見込まれない等の事情により、任用が継続できない場合もありますので、御了承ください。

## 7 その他

登録選考及び採用選考で不合格になった人のうち、希望する人には、次の要領で成績をお知らせします。

(1) 対象者 登録選考及び採用選考の不合格者（本人に限る。）

(2) 内 容 総合順位及び総合得点

(3) 手続等

ア 申出期間 選考合格通知日の翌日から1箇月以内（消印有効）

イ 提出書類 ・個人別成績に関する情報提供申出書

・受験票

・返信用封筒（84円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒）

ウ 手 続 「個人別成績に関する情報提供申出書」に必要事項を記入し、

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局  
人事部人事課」に郵送してください。

## 8 臨時的任用職員としての登録

今回の休業代替任期付職員の登録選考に合格した方は、臨時的任用職員（フルタイム）の候補者としても登録されます（制度の詳細は別添資料を御参照ください。）。

## 9 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局人事部人事課

電話 044-200-2129（直通）

## 臨時的任用職員について

### 1 概要

地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から、任用の期間（以下「任期」という。）の定めのない職員（以下「一般の職員」という。）に欠員を生じた場合に、臨時的任用職員の任用を行っています。

臨時的任用職員は、一般の職員の代替職員として任用されることから、休業代替任期付職員と同様に、フルタイムで任用され、一般の職員と同様の職務に従事するとともに、給料及び一定の手当が支給されます。

※ 令和元年度までの臨時的任用職員（アルバイト）とは、勤務条件が異なるものです。

### 2 登録・採用

一般事務職については、休業代替任期付職員と同様、候補者として登録している人の中から採用選考を実施し、合格した場合に採用されます。

今回の休業代替任期付職員の登録選考に合格した方については、休業代替任期付職員としての登録期間（3年間）と同じ期間、臨時的任用職員の候補者としても登録されます。

### 3 勤務条件

#### （1）給与

給与は、職務経験年数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて決定されます（休業代替任期付職員と同じです。）。

給与例（令和4年4月1日現在、地域手当含む。）

区分（最終学歴等）	職務経験	給与例
一般事務職 （4年制大学卒の場合）	正規職員として3年間勤務	228,000円程度

（注）上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更する場合があります。

#### （2）勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）です（配置先によっては異なる場合があります。）。

イ 年次休暇や夏季休暇などの特別休暇が与えられます。

### (3) 職務内容

一般の職員と同様の職務に従事します（時間外勤務や休日出勤を要する職場に配置される場合があります。）

### (4) 服務等

臨時的任用職員も一般職の地方公務員となり、地方公務員法の適用を受けます。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務などを遵守して公務にあたる必要があります。

### (5) 任期

一般の職員の休暇・休業等の取得期間に応じて、採用時に、1年の範囲内で任期が決定されます。

休暇・休業等の期間が延長された場合には、当初に決定された任期が延長される場合がありますが、当初の任期と合わせて最長1年間となります。

なお、産前産後休暇から育児休業など、同一の一般の職員が休暇・休業等を連続して取得する場合には、任期満了に引き続いて、臨時的任用職員又は休業代替任期付職員として任用されることがあります。

また、一般の職員の休暇・休業等の期間が短縮された場合は、任用が継続できないことがありますので、御了承ください（状況に応じて、他の職場において臨時的任用職員として改めて任用されることもあります。）。



別記様式

休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考申込書

写真  
たて4cm  
×  
よこ3cm

区分	職 種	ふりがな	性別
休業代替任期付職員		氏名	
臨時的任用職員			
生年月日	年 月 日 満 ( ) 歳		日本国籍 有・無
現住所	(〒 - ) 自宅 ( ) 携帯 ( )		
学 歴	最終学歴の 学校学部名	年 月入学	年 月 卒業見込・卒業・中退
	その前の 学校学部名	年 月入学	年 月 卒業見込・卒業・中退
職 歴  新 ↓ 旧	在職期間	勤務先名	職務内容 (具体的に)
	年 月から 年 月まで		身分区分 正規・非常勤・臨時
	年 月から 年 月まで		身分区分 正規・非常勤・臨時
	年 月から 年 月まで		身分区分 正規・非常勤・臨時
	年 月から 年 月まで		身分区分 正規・非常勤・臨時
	年 月から 年 月まで		身分区分 正規・非常勤・臨時
資 格 免 許	名 称	取 得 年 月	希望する職務・志望理由
		年 月	
		年 月	
		年 月	
希 望 区	川崎市・幸区・中原区・高津区・宮前区・ 多摩区・麻生区・その他 ( ) ※複数選択可		
そ の 他	その他申告しておきたいこと (家族状況や身体状況など自由に記入)		
<p>私は、川崎市休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考に申し込みます。 また、私は地方公務員法第16条の各号 (民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第3条第3項の規定により、従前の例 によることとされる者を含む。) に該当せず、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日 氏 名 (自署) _____</p>			
※川崎市使用欄			

第1号様式（第4条関係）

個人別成績に関する情報提供申出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

受験（登録）番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、次の試験・選考の個人別成績に関する情報について、提供を申し出ます。

選考名	休業代替任期付職員 登録区分（                      ）
対象となる選考 （○で囲んでください）	登録選考（一般事務職のみ） ／ 採用選考

※ 申出年月日、受験番号（採用選考にあっては登録番号）、氏名を記入し、対象となる選考のいずれか1つに○をしてください。